

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会 原子力事業環境整備検討専門ワーキンググループ（第5回会合）- 議事要旨

日時：平成27年11月30日（月曜日）9時05分～10時30分

場所：経済産業省本館地下2階講堂

出席者（敬称略）

座長

山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科教授

委員

秋池 玲子 ポストンコンサルティンググループシニアパートナー＆マネージング・ディレクター

大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科教授

城山 英明 東京大学公共政策大学院・大学院法学政治学研究科教授

辰巳 菊子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 常任顧問

永田 高士 公認会計士

増田 寛也 （株）野村総合研究所 顧問／東京大学大学院客員教授

圓尾 雅則 SMBC日興証券（株）マネジングディレクター

山名 元 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 理事長

経済産業省

多田電力・ガス事業部長、畠山電力・ガス事業部政策課長、浦上原子力政策課長、曳野電力・ガス事業部政策課企画官

議題

新たな事業環境下における諸課題への対応策について

議事概要

【委員発言のみ】

<資料3 中間報告（案）について、事務局から説明>

（委員）

- 外部有識者を含めた運営委員会の構成や、運営そのものが肝となる。報告書に記載されている原子力事業者とは、電気事業者に限定されるのか、それとも、発電と再処理では技術的性格が異なることを踏まえ、違ったキャリア・パスを持った専門家を入れることを想定しているのか。例えば、契約関係の当事者であるとの側面はあるにせよ、技術的な面に着目すれば、日本原燃の現場経験を持つ人材が適するかもしれない。このように、原子力事業や関連する技術について、もう少し具体的なイメージを持った方が良い。
- プロジェクトマネジメントの観点に加え、プルトニウムバランスについて、対外的に透明性を持って説明することも重要。新法人の意思決定機関にこうした政策的・外交的な機能を一定程度持たせるとすれば、経営の観点だけでの人選ではなく、政策的観点を持つ外部有識者についての人選も行う必要がある。
- 新法人は勿論重要な主体だが、民間事業者（日本原燃）がきちんと機能する体制を作ることが大きな課題。報告書案での書き方は、業務委託を行うに当たっての規制的な観点からのチェックに止まっており、十分ではない。むしろ、競争環境がない中であっても効率化・競争性を保っていくことが大事であり、そのためには、ある種の産業政策的な視点が求められるのではないかと。インセンティブ契約を結ぶなど、効率的かつ適切な事業を大きく育てていくという観点を持つことができるよう、留意する必要がある。
- 意思決定は、外部有識者を含めた運営委員会が行い、役員会は業務執行機関であると理解しているが、意思決定機関は役員会であり、必要に応じて、外部有識者のいる運営委員会に意見を聴くことが一般的な姿ではないかと。

（委員）

- 長期にわたるサイクル事業の実施に当たっては、その事業に携わる者が最後まで責任を果たし続けることが重要。国も事業者も新法人も役割を果たし続けるような運営がなされることをお願いしたい。

- 拠出金を出したことをもって、原子力事業者の再処理事業へのコミットが終わってはならない。そのためにも、日本原燃が実施するサイクル事業に対して、原子力事業者がコミットし続け、責任を持ち続けていくことが重要である。

(委員)

- これまで、原子力事業者と民間事業者とが委託関係にあったところ、今般、その間に認可法人が入ることとなり、原子力事業者と国との関係にリバランスが生じることとなる。このように、国が一定程度前に出てくることは、電力システム改革による事業環境変化の中でサイクル事業を確実に進めていく観点から、正しい方向性だと考えている。
- 原子力事業者はこれまで、民間事業者に対して、経営面でのアドバイスこそ不足していたものの、技術面においては細かな指示・指導を行ってきた。しかしながら、今般の制度措置により、原子力事業者と民間事業者との間の距離が遠くなってしまったように見える。外部有識者は重要な存在であるが、非常勤の立場で、本質的な、また技術的なアドバイスを行うことは難しい。民間事業者の技術が着実に伸びていくような形とするためには、これまで以上に原子力事業者が関与する必要があるのではないかと。

(委員)

- 「事業者が破綻した場合」との表現が報告書案にあるが、この「事業者」が発電事業者のことなのか、再処理事業者のことなのか、明確にして欲しい。
- 原子力事業者が拠出金を拠出することは当然だが、その拠出金の元は電気料金として徴収しているものである。また、そうした前提があるからこそ、お金の使い方について透明性や説明責任が必要ということとなり、認可法人の中にそれを担保する機関を設ける話につながっているはずである。こうした観点についても、きちんと報告書に記載し、説明していただきたい。同様に、新法人に対する拠出金として移管することとなる、これまでの積立金の存在についても、報告書に明記していただきたい。
- イメージ図では、委員会の位置づけや、事務局の人員構成などが不明確である。報告書においては、委員会や理事会に関する本文での記述とイメージ図との整合性、及び民間事業者とは何を指すのか、明確に示して欲しい。

(委員)

- 企業のガバナンスの設計についてはこれまででも、欧米的なガバナンスの思想に基づいて、監査役会設置会社や委員会等設置会社が組織されてきたほか、最近では、監査等委員会設置会社といった新たなガバナンス設計のやり方も出てきた。この特徴の1つは、ガバナンスの透明性を担保させるために社外の人材を取り入れたことであるが、その社外の人材に専門性があっても、常時会社にいるわけではないことから、その実効性については疑問が呈されている。
- こうした観点を踏まえて、新法人の意思決定機関に、どのような民間企業のガバナンス形態を持ち込むかが重要である。例えば、外部有識者と新法人の役員が同じ意思決定機関の中にある形態が考えられる。具体的には、社内・社外双方の取締役から成る取締役会があり、事業計画や事業戦略といった、大きな意思決定をその場で一緒に行った上で、執行については法人役員が責任を負い、外部有識者がそれを実質的にモニタリングするという形態である。こうした外形的な仕組みを整えることが、うまく新法人のガバナンスを活かすためのポイントであり、どのようなガバナンスを守るのかを示した一つの方針（ガバナンス・コード）を明確に示すことが大事である。そしてその方針に基づいて、実行性を担保していくことが重要である。
- ガバナンスを効かせるためには、2つの視点が必要である。1つ目は、常に外部の目を意識し、自己点検を実施すること、2つ目は、有識者を含め、経営的な視点を持つことである。ガバナンスの究極的なゴールは、広く国民を含めたステークホルダーのために、核燃料サイクル事業を永続的に実施すると共に、これを主体的に行う日本原燃の持続的・永続的企業価値を高めるということにあり、その実行を担保するためには、日常的、実質的なモニタリングの積み重ねが大事である。過去の日本企業も含め、ガバナンスはなかなかうまく機能しなかった。こうした反省を踏まえ、新法人のガバナンスを設計していただきたい。
- 拠出金制度とすることは、安定的な資金確保に資する手段だと思う。原子力事業者の立場からすれば、負うべき費用負担の会計的判断に関連して、どのタイミングで資金を拠出するか整理されたことで、今後の会計制度も含めた運営を進めるために有効なポイントとなったと評価している。

(委員)

- 積立金制度から拠出金制度への変更という方向性は、妥当なものであると思う。その上で、「原子力事業者が使用済燃料を発生させた主体として、発生者負担の原則に沿って引き続き責任を果たすことを大前提とすべき」との指摘がなされたことは、非常に重要である。認可法人のガバナンスや意思決定については、様々な重要な整理や指摘があり、法案化していく上では、こうした意見を十分踏まえた上で制度設計をしていくべきである。
- 認可法人だけでなく、委託を受けて実質的に事業を進めていく日本原燃についても、ガバナンスの妥当性が問われると思う。これまでの日本原燃は、原子力事業者や電事連が合意したことを以て事業を進めてきたが、今後は、自らきちんと判断し、責任を持って事業を進めていくことが必須である。それゆえ、日本原燃の取締役を担う、原子力事業者の自覚や責任が非常に大きくなると思う。
- 原子力事業者による日本原燃へのガバナンスについては、日本原燃の自主性を尊重する形に切り替えるべきである一方で、人的・技術的な面での、原子力事業者による日本原燃に対してのコミットメントや支援は、日本原燃が事業を進める上できちんと続ける必要がある。どうしてもガバナンスに目が行きがちではあるが、原子力事業者のコミットメントは従来通り、むしろ今まで以上に重要であることを指摘しておきたい。
- 日本原燃の取締役会は、3ヶ月に1回程度だという。これでは、ガバナンスが効かない体制となり、原子力事業者によるコミットメントも不明確になってしまう。新法人を作り、拠出金制度に切り替えるのに先だって、まず日本原燃自体のガバナンスについても考える必要があるのではないかと。その上で、新法人と、その委託先となる日本原燃との間において、意思決定機関や役員がどのような関係性を築くことができるかが、今後重要な点となるだろう。

(委員)

- 外部有識者の人選が、今後の具体的な制度設計に当たって大きなウェイトを占める点であると考える。ガバナンスの意識を高く持ち、経営トップも自らに厳しい鞭を打つために、外部取締役が過半を占める会社もかなり出てきている。事業を良く知っているのは内部の人間であり、新法人の意思決定機関にそうした人材を用いるべきとの意見もあったが、むしろ外部有識者が意思決定機関の過半を占めるような構成とし、素人である外部有識者に対して、知見を有する人材が内容をきちんと説明し、理解をしてもらうという在り方を大前提とすべきではないか。役員や外部有識者については、国が認可するとのことであるが、こうした考え方を念頭において頂きたい。
- 新法人と民間事業者（日本原燃）の緊張関係を保つことが課題である。実質、委託先が日本原燃に限定されてしまうことにより、当然緊張関係は無くなっていく。それを保つためには、日本原燃の事業が、技術的、経営的に適切ではないと判断した時に、新法人が発注を停止できるような仕組みが存在する必要がある、それを実現する枠組みを作っていただきたい。
- また、日本原燃への発注を停止するような事態となったとき、困るのは日本原燃のみならず、出資者である原子力事業者でもある。原子力事業者は、こうした観点からも、技術的、経営的に日本原燃をしっかりとサポートする必要がある。その際、日本原燃への出資は原子力事業者に任せるべきであり、新法人が民間事業者に対して出資することには反対である。新法人と日本原燃との利害関係を一致させないことが唯一、新法人と日本原燃との緊張関係を作り出していく方法ではないかと思う。

（委員）

- 外部有識者の意見が取り入れられることは、新法人のガバナンスに良い効果をもたらす。外部有識者が、運営委員の過半を占めるようにすべきである。
- 日本原燃自身のガバナンスと事業の実効性を保つ在り方が気にかかっている。日本原燃に出資しておらず、株主として発言できない新法人が、さらに委託先の一民間企業である日本原燃に対して、どのようにしてガバナンスを効かせることができるのか。原子力賠償・廃炉等支援機構は、国のお金を使って東京電力の株式の過半を持つからこそ、積極的に経営に関与・コミットできる立場にあるが、再処理の場合、そうではないため、経営の管理監督について実効性を担保することが問われることとなる。新法人から日本原燃に外部取締役を入れることができるのか否か、政府の意を受けた新法人が、管理監督の観点から日本原燃の経営に対して強く監督できるか否か、大きく問われることとなるだろう。
- 日本原燃の事業実施を担保するためには、委託契約の中に自発的メカニズムを組み込むことが重要である。例えば、高い稼働率を発揮すれば、日本原燃にメリットが生じるような仕組みが考えられるのではないか。また、この契約は、技術も設備も日本原燃のみに存在し、競争相手が他にいないという、極めて特殊な委託先との契約となる。国が集めたお金を使う以上、強い制限を確保すべきではないか。
- 再処理は極めて特殊な技術であり、思わぬところで腐食が発生したり、配管が詰まることで稼働率が下がるといった、未知のトラブルに見舞われることが多く、技術的予見性に対して経営判断を行う必要性が高いと言える。したがって、例えば、技術検討委員会のような機能を日本原燃の社内に設置し、それを取締役委員会がしっかりと斟酌する仕組みを作ることが必要ではないか。
- 原子力事業者には、引き続き日本原燃への出資を継続していただきたいが、2つの懸念がある。1つ目は、原子力事業者による、日本原燃の取締役会への関与である。社外取締役として取締役会に関与し、経営をしっかりと見つつも、再処理技術に知見が無いことを根拠に、無責任な関与を行うことは控えるべきである。2つ目は、発生者責任を有する原子力事業者が連携して、日本原燃に事業を実施させるための環境を作ることである。今後仮に、原子力事業者が撤退するような事態が起きたとしても、過去に発生した使用済燃料に対する再処理の責任から逃げることはできない。原子力事業者には、拠出金を出したから終わりと考えるのではなく、グループで、日本原燃に再処理を実施させることを担保して欲しい。
- 再処理するということは、プルトニウムを消費することを意味する。いずれについても発生者責任があり、再処理・MOX・廃棄物がすべて抛出の対象となることは、この点において大変重要である。

（座長）

- 制度を変えるに当たって、具体的な内容について御意見をいただいた。中間報告案については、御意見を踏まえ修文し、定められたパブリックコメントの手続きにかけた上で、とりまとめることとしたい。

以上

文責：事務局（資源エネルギー庁原子力政策課）

関連リンク

[総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会 原子力事業環境整備検討専門ワーキンググループの開催状況](#)

お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力政策課